

下水道使用料体系の 検討について

第4回資料

滝川市建設部都市計画課

目次

1. 使用料改定の(案)の考え方		3
2. 下水道使用料体系の改定案		
下水道使用料体系案(家事用)		4
下水道使用料体系案(業務用)		6
下水道使用料体系案(福祉用)		8
3. 地下水認定基準の変更		10
4. 使用料体系の見直しの時期		11

使用料改定の(案)の考え方

前提条件: 現行の使用料収入の総額維持

考え方① 超過分を変更せず、基本使用料を変更

考え方② 基本使用料を変更せず、超過分を変更

考え方③ 基本使用料と超過分を変更

使用料改定案

▼家事用

▼考え方① 前回示したB案

基本水量は7m³、超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 1,418	7m ³ まで 1,290	184円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 187	187円/m ³

▼考え方②

基本水量は7m³、基本使用料は変えず、超過分で現行総額が同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 1,418	7m ³ まで 1,239	177円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 195	195円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	1,418	1,290	-128	-9.03%
8m ³	1,418	1,477	59	4.16%
15m ³	2,727	2,786	59	2.16%
20m ³	3,662	3,721	59	1.61%
30m ³	5,532	5,591	59	1.07%
50m ³	9,272	9,331	59	0.64%

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	1,418	1,239	-179	-12.62%
8m ³	1,418	1,434	16	1.13%
15m ³	2,727	2,799	72	2.64%
20m ³	3,662	3,774	112	3.06%
30m ³	5,532	5,724	192	3.47%
50m ³	9,272	9,624	352	3.80%

- ・8m³以上使用者の現行差額が一律
- ・8m³使用者の改定率が大い

- ・8m³使用者の改定率が抑えられる
- ・使用水量が多い使用者は負担増

使用料改定案

▼家事用

▼考え方③

基本水量は7m³、基本使用料、超過分で現行総額が同等となるよう調整

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 1,418	7m ³ まで 1,258	180円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 192	192円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	1,418	1,258	-160	-11.28%
8m ³	1,418	1,450	32	2.26%
15m ³	2,727	2,794	67	2.46%
20m ³	3,662	3,754	92	2.51%
30m ³	5,532	5,674	142	2.57%
50m ³	9,272	9,514	242	2.61%

- ・基本使用水量超(8m³以上)の使用者の改定率はほぼ同等
- ・使用水量が多い使用者は負担増

使用料改定案

▼業務用

▼考え方①

基本水量は15m³、超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	20m ³ まで 4,078	15m ³ まで 3,574	238円/m ³
超過分	21m ³ ～ 233	16m ³ ～ 233	233円/m ³

▼考え方②

基本水量は15m³、基本使用料は変えず、超過分で現行総額が同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	20m ³ まで 4,078	15m ³ まで 3,060	204円/m ³
超過分	21m ³ ～ 233	16m ³ ～ 243	243円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15m ³	4,078	3,574	-504	-12.36%
16m ³	4,078	3,807	-271	-6.65%
17m ³	4,078	4,040	-38	-0.93%
18m ³	4,078	4,273	195	4.78%
19m ³	4,078	4,506	428	10.50%
20m ³	4,078	4,739	661	16.21%
50m ³	11,068	11,729	661	5.97%
100m ³	22,718	23,379	661	2.91%
1000m ³	232,418	233,079	661	0.28%
3000m ³	698,418	699,079	661	0.09%

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15m ³	4,078	3,060	-1,018	-24.96%
16m ³	4,078	3,303	-775	-19.00%
17m ³	4,078	3,546	-532	-13.05%
18m ³	4,078	3,789	-289	-7.09%
19m ³	4,078	4,032	-46	-1.13%
20m ³	4,078	4,275	197	4.83%
50m ³	11,068	11,565	497	4.49%
100m ³	22,718	23,715	997	4.39%
1000m ³	232,418	242,415	9,997	4.30%
3000m ³	698,418	728,415	29,997	4.29%

- ・使用水量の多い使用者の負担が抑えられる
- ・基本使用料の単価が、超過分の単価より高くなり、20m³付近の使用者は負担増

- ・少量使用者の負担が抑えられる
- ・使用水量が多い使用者は負担増

使用料改定案

▼業務用

▼考え方③ 前回示したB案

基本水量は15m³、基本使用料と超過分を調整し、現行使用料総額が同等となるよう調整

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	20m ³ まで 4,078	15m ³ まで 3,317	221円/m ³
超過分	21m ³ ～ 233	16m ³ ～ 238	238円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15m ³	4,078	3,317	-761	-18.66%
16m ³	4,078	3,555	-523	-12.82%
17m ³	4,078	3,793	-285	-6.99%
18m ³	4,078	4,031	-47	-1.15%
19m ³	4,078	4,269	191	4.68%
20m ³	4,078	4,507	429	10.52%
50m ³	11,068	11,647	579	5.23%
100m ³	22,718	23,547	829	3.65%
1000m ³	232,418	237,747	5,329	2.29%
3000m ³	698,418	713,747	15,329	2.19%

- ・各使用水量毎の現行差額のバラつきが抑えられる
- ・使用水量が多い使用者は負担増

使用料改定案

▼福祉用

▼考え方① 前回示したB案

基本水量は7m³、超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 865	7m ³ まで 795	114円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 187	187円/m ³

▼考え方②

基本水量は7m³、基本使用料は変えず、超過分で現行総額同等となるよう試算

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 865	7m ³ まで 756	108円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 205	205円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	865	795	-70	-8.09%
8m ³	865	982	117	13.53%
15m ³	2,174	2,291	117	5.38%
20m ³	3,109	3,226	117	3.76%
30m ³	4,979	5,096	117	2.35%
50m ³	8,719	8,836	117	1.34%

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	865	756	-109	-12.60%
8m ³	865	961	96	11.10%
15m ³	2,174	2,396	222	10.21%
20m ³	3,109	3,421	312	10.04%
30m ³	4,979	5,471	492	9.88%
50m ³	8,719	9,571	852	9.77%

- ・8m³以上使用者の現行差額が一律
- ・8m³使用者の改定率が大い

- ・8m³使用者の改定率が抑えられる
- ・使用水量が多い使用者は負担増

※体系は家事用と同じ

使用料改定案

▼福祉用

▼考え方③

基本水量は7m³、基本使用料、超過分で現行総額が同等となるよう調整

(税抜き)

	現行	改定後	
基本使用料	8m ³ まで 865	7m ³ まで 752	107円/m ³
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 207	207円/m ³

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	865	752	-113	-13.06%
8m ³	865	959	94	10.87%
15m ³	2,174	2,408	234	10.76%
20m ³	3,109	3,443	334	10.74%
30m ³	4,979	5,513	534	10.73%
50m ³	8,719	9,653	934	10.71%

- ・基本使用水量超(8m³以上)の使用者の改定率はほぼ同等
- ・使用水量が多い使用者は負担増

地下水認定基準の改定

使用料体系改定に伴い、地下水認定基準の基本水量部分も合
せて改定

表①

【現行】

排出される 汚水の種類	汚水排出量の認定基準	
家事用	1戸4人まで 8立方メートル 1人増すごと 2立方メートル	浴槽1個につき 3立方メートル 水洗式便器1個につき 3立方メートル
業務用	従業員10人まで 20立方メートル 1人増すごと 3立方メートル	浴槽1個につき 12立方メートル 水洗式便器1個につき 12立方メートル



表②

【改定案】

排出される 汚水の種類	汚水排出量の認定基準	
家事用	1戸4人まで 7 立方メートル 1人増すごと 2立方メートル	浴槽1個につき 3立方メートル 水洗式便器1個につき 3立方メートル
業務用	従業員10人まで 15 立方メートル 1人増すごと 3立方メートル	浴槽1個につき 12立方メートル 水洗式便器1個につき 12立方メートル

使用料体系見直しの時期

使用料体系見直しに係る今後の予定	
平成29.11月～12月	審議会から市長へ答申
平成30.1月～3月	市民説明会等による市民への使用料体系見直し案の説明
平成30.6月～10月	議会への提案(使用料体系見直しに伴う条例改正等)
平成30.11月～3月	・新使用料体系の市民周知 ・使用料体系見直しに伴う使用料システム改修

スケジュール的には、平成31年4月から新使用料体系で予定している。

しかし、平成31年10月に消費税改定が見通されているところである。

▼消費税が改定となった場合

- ①4月、10月と2回の使用料改定となり、使用者の混乱を招く恐れ。
- ②4月、10月と2回の使用料改定により、使用料システムの改修を2回しなければならず、費用負担が増大。